

議案第45号

みよし市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定める条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月9日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、本市の地域包括支援センターの職員の配置基準等が介護保険法施行規則で定める基準と同一であることを明確化するため必要があるからである。

みよし市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な
基準を定める条例

みよし市地域包括支援センターの職員に関する基準等を定める条例（平成26年みよし
市条例第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第5項の
規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要
な基準を定めるものとする。

（包括的支援事業を実施するために必要な基準）

第2条 前条の基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条
の66に定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。